社会福祉法人　清和園

　ゆいまーる習志野福祉交流スペース　利用ルール

（目的）

1. この説明書は、平成２４年４月１日付で習志野市と社会福祉法人清和園が締結した「福祉交流スペースの運営に関する協定」に基づき、多くの市民が福祉の交流を図る活動拠点として、ゆいまーる習志野福祉交流スペース（以下「福祉交流スペース」という。）が円滑に利用出来るように定めたルールを説明するものです。

（利用時間等）

1. 福祉交流スペースの利用が出来る時間帯は、午前９時から午後9時までです。

なお、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は休館です。

（利用申込み手続き）

1. 福祉交流スペースを利用しようとする人は、利用日の５日前までに別記様式による「利用許可申請書」を、ゆいまーる習志野施設長宛に提出して下さい。

　２　　　利用許可申請書は、利用しようとする月の３か月前の初日から受付します。

（利用出来る場合の団体や具体例）

1. 福祉交流スペースは、社会福祉法人清和園のほか習志野市、地域住民、社会福祉団体、福祉ボランティア等が福祉を目的とした活動の拠点として、習志野市の指導を受けて設置したものですから、次に掲げる事業等のために利用する場合に許可されます。
   1. 社会福祉法人清和園が行う保健福祉事業の推進に関するもの

（具体例）

　　　　●ゆいまーる習志野、セイワ習志野が企画する各種イベント

　　　　●社会福祉法人清和園が企画する各種イベント

　　　　●ゆいまーる習志野、セイワ習志野の視察者や見学者に対する説明会

　　　　●ゆいまーる習志野内の入居者の家族、カフェテラス利用者、その他ゆいまーる習志野を訪れる方の憩いの場として開放するとき

* 1. （仮称）習志野市新総合福祉ゾーンに所在する保健福祉施設が行う保健福祉事業の推進に関するもの

　（具体例）

　　●習志野市社会福祉協議会、社会福祉法人習愛会、医療法人社団愛友会　が単独又は合同で企画する営利を目的としない各種イベント

　　●（仮称）習志野市新総合福祉ゾーン全体で企画する営利を目的としない各種イベント

* 1. 習志野市が行う保健福祉事業の推進に関するもの

　（具体例）

　　●健康支援課が実施する幼児健康診査、予防接種、がん集団検診（肺・胃）等

　　●健康支援課が企画する健康教育、講座、研修会等

　　●ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターが企画する講演会、研修会、保護者会、室内運動会、講習会等

　　●ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターのグループ指導、集団指導等

　　●出前講座、タウンミーティング、その他地域住民への行政説明会等

　　●高齢者ゆれあい元気事業

　　●上記の他、習志野市が主催する保健福祉事業推進にかかる各種イベン　　　ト

* 1. 習志野市に所在する保健福祉施設又は習志野市に所在する保健福祉団体が行う保健福祉事業の推進に関するもの

（具体例）

　　　　●習志野市保健福祉調整課が所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベント

　　　　　　「福祉ふれあいまつり実行委員会」「福祉問題審議会」「福祉有償運送運営協議会」

　　　　●習志野市健康支援課が所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベント

　　　　　　「習志野市医師会」「習志野市歯科医師会」「習志野市薬剤師会」「習志野市健康づくり推進協議会」「習志野市母子保健推進員の会」「習志野市転倒予防体操推進員」「習志野市食品衛生組合連合会」「健康なまち習志野評価委員会」「習志野市保健医療協議会」

　　　　●習志野市社会福祉課が所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベント

　　　　　　「四市複合事務組合」「習志野市献血推進協議会」「習志野市地域赤十字奉仕団」「習志野市民生委員児童委員協議会」「習志野八千代地区保護司会」「習志野市更生保護女性会」「社会を明るくする運動習志野地区推進委員会」「千葉人権擁護委員協議会習志野支部会」

　　　　●習志野市高齢者支援課が所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベント

　　　　　　「習志野市あじさいクラブ連合会」「シルバー人材センター」「習志野市高齢者を地域で支える検討会議」「各地域包括支援センター」「高齢者相談員」「公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部」「認知症キャラバンメイト」「介護者のつどい」

　　　　●習志野市障がい福祉課が所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベントであって、障がい福祉課が障がい者の福祉増進に寄与するものと認めるもの

　　　　　　「習志野市身体障害者心和会」「習志野市手をつなぐ育成会」「習志野市自閉症協会」「習志野市聴覚障害者協会」「社団法人日本オストミー協会千葉県支部」「肢体不自由児父母の会あじさいの会」「習志野ダウン症児・者の会あひるの会」「習志野八千代心の健康を守る会」「習志野障害者ネットワーク」「習志野市視覚障害者福祉協会」「習志野市障がい者自立支援協議会」

　　　　●習志野市介護保険課が所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベント

　　　　　　「習志野市介護保険事業者連絡協議会」「習志野市介護認定審査会」

　　　　●習志野市あじさい療育支援センターが所管する次の団体が企画する営利を目的としない各種イベント

　　　　　　「保護者会」

* 1. 秋津・香澄地区の町会、自治会、連合町会、及びまちづくり会議が行う営利を目的としない会議、地域福祉推進事業、及び自治活動の推進に関するもの

（具体例）

　　　　●秋津まちづくり会議、秋津連合町会会議

　　　　●香澄芝園まちづくり会議、香澄連合町会会議

* 1. 習志野市市民協働推進課及び習志野市社会福祉協議会に登録されている次の福祉ボランティア団体が企画する営利を目的としない各種イベント等であって、福祉増進に寄与するものと認められるもの

（許可出来ない具体的利用例）

1. 前条に規定する団体であっても、次のような活動例の場合は、より多くの市民が交流し、お互いを理解し合う活動拠点としての福祉交流スペースの設置目的に照らして、利用許可は出来ません。
   1. 団体が団体自らの活動目的能力向上のために、恒常的・定期的・頻繁に、団体会員の訓練や稽古、研修会・勉強会などと称した練習利用など
   2. 団体が団体自らの活動目的達成のために、恒常的・定期的・頻繁に、福祉寄付を目的としたチャリティ発表会利用や、ゆいまーる習志野の入所・通所者への慰問と称して施設外部の一般市民をも招致するイベント利用など

（使用料等）

1. 第４条の規定に適合する福祉交流スペースの利用に当たっては、使用料は無料です。

　但し、今後の利用実態を見て必要性が判断される場合は、応分の実費負担や使用料の設定を検討します。

（利用上の制限等）

1. 福祉交流スペースが設置目的に沿った良い環境で利用出来るように、次のような利用上の制限等を守って下さい。
   1. 福祉交流スペース内において、喫煙及び飲酒は禁止です。
   2. 福祉交流スペース内において、食事は禁止です。
   3. 会議用テーブルや椅子等の設営や片付け、清掃などは利用者において実施して下さい。

（４）福祉交流スペースの、すぐ隣は認知症高齢者の日常生活を支援するデイサービスセンターがあるなど、ゆいまーる習志野は介護を必要とする高齢者の日常生活の場を中心とした様々な機能を持つ複合施設です。

福祉交流スペースを利用する人も、お互いの施設機能を尊重し合うことに配慮して下さい。

（災害対策時の目的外使用）

1. 福祉交流スペースを始め、ゆいまーる習志野の持つ施設機能は、災害発生時の緊急避難場所として利用するなど、施設外部の一般市民を受け入れる災害対策施設としても当然活用致します。

連　絡　先

ゆいまーる習志野　庶務係

〒275-0025　習志野市秋津3-5-1

TEL 047-453-1002　　FAX 047-453-1011